

## よくあるお問い合わせ

### Q1. 登録免許税の収入印紙は弁護士名簿登録請求書の日弁連提出用に貼付するの でよいのか。

A1. 日弁連提出用に6万円の収入印紙を貼付してください。

### Q2. データシートに氏名を入力し印刷すると、氏名が入る箇所と、入らない箇所 がある。

A2. 署名の必要がない箇所には氏名が入ります。氏名が入らない箇所は署名が必要ですので、署名欄に自署してください。

### Q3. 入会申込書の紹介者は必須ですか。

A3. 紹介会員2名または1名の署名・捺印を可能な限りお願いいたします。

### Q4. 氏名の漢字が外字なのでデータ入力できない。

A4. 日弁連HP掲載の「氏名に外字を使用している場合の氏名表記について（お願い）」で確認後、データシートに外字を入力せずに保存・印刷した後、氏名欄すべてに戸籍または外国人住民に係る住民票どおりの外字を手書きでご記入ください。  
なお、「外字（旧字・異字体・俗字・略字等）の取扱いについての依頼書」（書類一覧⑰）のご提出が必要となります。

### Q5. 登録日までの間に改姓、本籍の変更を予定している場合の注意点などあるか。

A5. 弁護士名簿登録日までに改姓、本籍の変更を予定している方は、提出日現在で記入し、現在の戸籍謄本を提出してください。また、その旨を申込受付書の通信欄に記入してください。改姓、本籍の変更後の戸籍謄本は、11月17日（金）までに当会に来会のうえご提出ください。その際に、提出時に入会申込書類一式の該当部分をご修正いただきますので、入会申込書に押印した印鑑をご持参ください。

### Q6. 入会申込書提出時点で登録予定事務所が確定していない場合の事務所欄の書 き方は。

A6. 事務所所在地記入欄に「未定」と記入してください（事務所名は空白）。事務所が確定次第、11月17日（金）までに当会に来会のうえ、入会申込書類一式の事務所欄をご修正ください（入会申込書に押印した印鑑をご持参ください）。

なお、事務所所在地を自宅と同一とした場合、自宅住所が事務所所在地として「会員名簿」及び日弁連ホームページに掲載され、また、会員情報の提供の取扱いに関する規則に基づき、一般からの照会に対し当該住所を事務所住所所在地として提供することになります。

### Q7. 登録日までに自宅住所の変更を予定している場合の自宅欄の書き方は。

- A7. 転居先等の住所が確定していれば、その住所をご記入ください。住所がまだ確定していない場合は、実家等の住所をご記入いただき、登録後に登録事項変更届をご提出ください（新規登録から3か月間は無料）。空欄は不可です。

## Q8. 固定電話（FAX 番号）がない場合の電話番号欄（FAX 番号欄）の書き方は。

- A8. 携帯電話番号は登録できません。固定電話（FAX 番号）がない場合は、電話番号欄（FAX 番号）は空欄にしてください。近年、事務所（企業）FAX 番号の登録がない申請者が増加しております。会からの連絡手段として FAX を使用させていただくことが多々ございますので、可能な限り事務所（企業）FAX 番号のご登録をお願いいたします。

## Q9. 履歴書賞罰欄に罰ありの場合は。

- A9. 上申書（日本弁護士連合会会長宛1通・第二東京弁護士会会長宛1通）の提出が必要です。弁護士法12条の「弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれ」について慎重に審査する必要がありますので、確定した判決に限らず、罰（不起訴処分となった事件や少年法による保護処分、刑事処分、公務員や修習生における懲戒処分、訓告や注意処分）を受けた年月日、内容および罪条（罪名）、等、参考になる事情を記載してください。特に、所定の書式はありません。

## Q10. 新規登録弁護士雇用届出書について。

- A10. 法律事務所に雇用される場合は、**新規登録弁護士雇用届出書**（「法律事務所勤務の方」用または「弁護士法人勤務の方」用のいずれか）に、人事権のある雇用者からの記名・押印をお願いします。なお、弁護士法人の雇用者側の押印は、法人印でも代表者の印でも結構です。

## Q11. 70期司法修習終了予定者だが、一斉入会日（12月14日）より後に弁護士登録をする場合に、書類提出時の注意点・変更点などあるか。

- A11. 下記の点にご注意ください。

- ご提出は郵送ではなく、事前にご連絡のうえ（TEL:03-3581-2258）、当会に直接ご持参ください（書類押印の印鑑持参）。
- 一斉入会日以降（平成29年12月14日～）に入会書類を提出される場合は、申込書類一式の日付を、提出日に変更してください（二重線で訂正のうえ押印）。  
一斉入会日以前（一斉入会申し込み締切後：平成29年9月16日～12月13日）に書類を提出される場合は、日付の変更は不要です。
- 入会金は指定口座に振り込まないでください。書類を持参したときに第二東京弁護士会の窓口で現金入金（4万円）をしていただきます。
- 誓約書における、「私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもって・・・」から始まる3行を削除し訂正印を押し修正をしてください。
- 司法修習終了証明書（原本1部・写し2部）をご提出ください。原本は、確認後、ご返却します。
- 戸籍謄本、身分証明書、登記されていないことの証明書は、登録請求日前3か月以内（登録

請求日が平成29年12月14日の場合は平成29年9月14日以降)に交付されたものを提出してください。

<12月15日より後に弁護士登録をする場合の書類提出期限 >

登録希望日	書類提出期限
1月 1日 (月) ~ 1月15日 (月)	11月13日 (月)  ※司法修習終了証の原本 及び写し (2部) は、 12月18日 (月) 必着
1月16日 (火) ~ 1月30日 (火)	11月30日 (木)  ※司法修習終了証の原本 及び写し (2部) は、 12月25日 (月) 必着

※1月1日 (月) ~1月15日 (月), 1月16日 (火) ~1月30日 (火) それぞれの日程間で入会希望日をご指定いただけます。入会希望日が土日祝日にあたる場合, 登録 (入会) のご連絡は当日ではなく, 入会后最も早い営業日でのご連絡となりますのでご了承ください。なお, 入会希望日を提出書類一覧①申込受付表のタイトル「70期申込み受付表 (氏名欄上部)」の右横にご記入の上, お申込みいただきますようお願い申し上げます。